○経済産業省告示第百八十九号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年八月二日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年八月二十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　川端　達夫

登録番号	氏名
103061	杉本　清次
104947	小板橋弘征
205994	山口　郁夫
208595	神野　俊和
209567	山城　欽二
211889	畠中　新介
214668	坂井　克行
402323	山崎宗太郎
407990	市川　大蔵
407992	岩崎　安見
407994	加藤　進
407996	川嶋　康之
407998	國澤　聡夫
408000	小牧　智
408002	齋藤　克朗
408004	坂田　茂
408006	菅田　洋之
408008	鈴木　学
408010	髙木　創
408012	永田　翼
408014	大嶋ひとみ
408016	長谷川和寛
408018	藤村　篤
408020	牧野　明
408022	凌　理央
408024	目黒　秀二
408026	森下　裕明
408028	吉澤　正一
408030	山本　徹
408032	三浦　陽介

登録番号	氏名
104205	土屋　直三
104988	勝瀬　稔
207619	原田　伸幸
209491	川上　隆三
211621	塗茂　克也
213343	松本　宗家
300270	洲崎　章弘
407989	石川　明
407991	伊藤　剛
407993	内山　功士
407995	金丸　秀一
407997	川瀬　貴志
407999	桑原　尚文
408001	今　智洋
408003	齊藤　琢治
408005	佐野　盛也
408007	鈴木　賢一
408009	砂川　貴弘
408011	田村　和紀
408013	仲田　輝忠
408015	中村　武
408017	藤田　雅三
408019	越信二郎
408021	松本　和久
408023	村松　唯寿
408025	森　英見
408027	諸岡謙太郎
408029	大友　明弘
408031	本阿彌俊治
408033	下田　雄大

登録番号	氏名
408034	武田　和貴
408035	齊藤　淳子
408036	長澤　正尚
408037	西村　雄介
408038	藤松　智宏
408039	石原　正紀
408040	関川　功
408041	及川三知代
408042	白土　耕平
408043	髙木　章光
408044	寶徳　修
408045	川上　翔二
408046	難波　達夫
408047	林　大助
408048	河地　典秀
408049	岡本　正太
408050	西條由貴男
408051	吉川　周佑
408052	櫨川　岳男
408053	森下　裕史
408054	武輪　克也
408055	澤田　佳尚
408056	石井　正吾
408057	佐藤　俊彦
408058	近藤　浩計
408059	田中　直人
408060	近藤　泰
408061	野崎　光生

○経済産業省告示第百九十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十二年八月二日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年八月二十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　川端　達夫

（変更後）

登録番号	氏名
214360	小林　純子
405150	山本　満美

（変更前）

登録番号	氏名
214360	東　純子
405150	皆川　満美

○経済産業省告示第百九十一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十二年八月二日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年八月二十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　川端　達夫

登録番号	氏名
208033	塩見　法弘

○国土交通省告示第九百六十号

東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　東京国際空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　東京国際空港内及びその周辺　東京都大田区及び江東区
四　変更した事項（変更前の事項については、平成十二年運輸省告示第二百六十六号及び平成二十年国土交通省告示第千二十七号を参照。）

イ　四(1)　飛行場に係る灯火の表滑走路警戒灯の項の次に次のように追加した。

中間待機位置灯	発光ダイオード、航空黄の不動光	航空黄最大五十カンデラ
		誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路内

ロ　四(1)　飛行場に係る灯火の表風向灯の項を次のとおり変更した。

風向灯	白熱電灯、不動光	
		飛行場灯台の北約千三百メートルの位置、北北東約二千四十メートルの位置、北東約二千七百七十メートルの位置、東約三千二百メートルの位置、東南東約五千六十メートルの位置、南東約千七百三十メートルの位置、南東約四千百十メートルの位置及び北西約四百二十メートルの位置

ハ　四(4)　滑走路Cに係る灯火の表の次に次のように追加した。

(5)　滑走路Dに係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（標準式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路Dの23側末端から滑走路中心線の延長線上八百七十メートルまでの間
	キセノン放電灯、航空白の閃光（せん）、毎秒二閃光（せん）	実効光度一万九千カンデラ	滑走路Dの23側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから八百七十メートルまでの間
進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路Dの23側接地帯の左外側に一灯列四個
滑走路灯	白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ	滑走路Dの両外側に各灯火の間隔約三十メートル